

○住民基本台帳法施行条例施行規則

平成22年 3 月30日規則第21号

改正

平成22年 8 月 3 日規則第91号
平成24年 3 月23日規則第17号
平成24年 6 月29日規則第76号
平成25年 3 月29日規則第43号
平成25年 4 月30日規則第57号
平成26年 3 月18日規則第17号
平成26年 6 月10日規則第66号
平成27年 8 月25日規則第94号
平成27年12月28日規則第123号
平成29年 2 月14日規則第 6 号
平成30年 3 月30日規則第18号
平成30年 6 月15日規則第58号
令和 2 年 3 月17日規則第14号
令和 4 年 9 月22日規則第56号
令和 5 年 1 月13日規則第 2 号
令和 6 年 3 月29日規則第23号
令和 7 年 3 月28日規則第27号
令和 7 年 5 月30日規則第72号
令和 8 年 3 月27日規則第22号

住民基本台帳法施行条例施行規則をここに公布する。

住民基本台帳法施行条例施行規則

(区域内の市町村の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)

第 1 条 住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号。以下「条例」という。）第 2 条の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。次条において同じ。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号。次条において「技術的基準告示」という。）によるものとする。

(知事以外の県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報等の提供方法)

第 2 条 条例第 5 条の規定による都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認

情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、技術的基準告示によるものとする。

(条例第6条の規則で定める事項)

第3条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供の状況 提供の相手方、提供に係る事務の区分、提供の年月及び提供の件数
- (2) 都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の利用の状況 利用に係る事務の区分、利用の年月及び利用の件数

(条例別表第1の規則で定める事務)

第4条 条例別表第1の1の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の発給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 旅券法第17条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

2 条例別表第1の2の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 特定非営利活動促進法第23条第2項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (3) 特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(条例別表第2の規則で定める事務)

第5条 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条による貸付けを受けた者の相続人、連帯保証人、連帯債務者又は連帯保証人若しくは連帯債務者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

2 条例別表第2の2の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県看護師等修学資金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第40号）第2条第1項による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（貸付金の返還又は延滞利息の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。）とする。

3 条例別表第2の3の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例（昭和45年神奈川県条例第3号）第2条第1項による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（貸付金の返還又は延滞利息の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。）とする。

4 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例（平成22年神奈川県条例第56号）による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例（昭

和45年神奈川県条例第30号) 第3条による貸付けを受けた者若しくはその連帯保証人若しくは連帯債務者又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

5 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年神奈川県条例第31号) 第9条第1項による年金の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

6 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例を廃止する条例(平成30年神奈川県条例第44号) による廃止前の神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例(平成6年神奈川県条例第1号) 第2条第1項による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認(貸付金の返還又は延滞利息の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。) とする。

7 条例別表第2の7の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県がん克服条例(平成20年神奈川県条例第25号) 第7条第2項に規定する地域がん登録に係るがん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

8 条例別表第2の8の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県高齢者居室等整備資金貸付規則を廃止する規則(平成14年神奈川県規則第27号) による廃止前の神奈川県高齢者居室等整備資金貸付規則(昭和47年神奈川県規則第110号) 第2条による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認(貸付金の償還又は違約金の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。) とする。

9 条例別表第2の9の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号) 第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(2) 介護保険法第69条の3に規定する介護支援専門員の登録の移転の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(3) 介護保険法第69条の4に規定する介護支援専門員の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

(4) 介護保険法第69条の5第1号に規定する介護支援専門員の登録を受けた者の死亡の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

(5) 介護保険法第69条の5第1号に規定する死亡の届出がない場合における介護支援専門員の登録を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

(6) 介護保険法第69条の7第1項に規定する介護支援専門員証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(7) 介護保険法第69条の8第1項に規定する介護支援専門員証の有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(条例別表第3の規則で定める事務)

第6条 条例別表第3の1の項に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため支弁す

べき経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答とする。

2 条例別表第3の2の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県奨学金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第69号）第2条第1項による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（貸付金の返還又は延滞利息の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。）とする。

3 条例別表第3の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- （1） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項本文の規定による命令を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該命令に係る通知が到達しなかった場合に限る。）
- （2） 道路交通法第51条の4第6項の規定による通知を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該通知が到達しなかった場合に限る。）
- （3） 道路交通法第51条の4第13項の規定による督促を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該督促に係る通知が到達しなかった場合に限る。）
- （4） 道路交通法第51条の4第14項の規定により放置違反金等を徴収される者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

4 条例別表第3の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- （1） 道路交通法第100条の2第4項（第100条の3第3項において準用する場合を含む。）、第101条の7第2項若しくは第5項、第102条第6項、第104条第1項（第104条の2の2第6項及び第104条の2の4第6項において準用する場合を含む。）、第104条の2第2項（第104条の2の3第7項において準用する場合を含む。）、第108条の3第1項、第108条の3の2又は第108条の3の3の規定による通知を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該通知が到達しなかった場合に限る。）
- （2） 道路交通法第102条第1項から第4項まで、第103条第6項又は第108条の3の5第1項若しくは第2項の規定による命令を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該命令に係る通知が到達しなかった場合に限る。）
- （3） 道路交通法第104条の3第1項の規定による書面の交付を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該書面の交付をすることができなかった場合に限る。）

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月3日規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第76号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第43号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 4 月30日規則第57号）

この規則は、平成25年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月18日規則第17号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする改正規定は、同年 3 月20日から施行する。

附 則（平成26年 6 月10日規則第66号）

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 8 月25日規則第94号）

この規則は、平成27年10月 5 日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第123号）

改正

令和 6 年 3 月29日規則第23号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項及び第 5 項の規定は、住民基本台帳法施行条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第88号。以下「改正条例」という。）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正条例附則第 2 項に規定する場合における改正後の第 1 条の規定の適用については、同条中「第 7 条第13号に規定する住民票コード（次条において「住民票コード」という。）及び同法第 7 条第 8 号の 2」とあるのは、「第 7 条第 8 号の 2」とする。
- 3 改正条例附則第 3 項に規定する場合における改正後の第 2 条の規定の適用については、同条中「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの」とあるのは、「都道府県知事保存本人確認情報」とする。

附 則（平成29年 2 月14日規則第 6 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第18号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 6 月15日規則第58号）

この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月17日規則第14号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月22日規則第56号）

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 13 日規則第 2 号）

この規則は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 23 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和 6 年神奈川県条例第 27 号）の施行の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定及び第 2 条の改正規定（「のうち住民票コード以外のもの」を削る部分に限る。）並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則（平成 27 年神奈川県規則第 123 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和 7 年 3 月 28 日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 30 日規則第 72 号）

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 27 日規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行する。